

令和2年度

事 業 計 画 書

社会福祉
法人
十和田市社会福祉協議会

目 次

事業計画	1
基本方針	1
重点項目	1
事業の概要	2
1 環境づくりの推進	2
(1) ふれあい相談所事業	2
(2) 広報・啓発事業	2
(3) 生活福祉資金貸付事業	2
(4) たすけあい資金貸付事業	2
(5) 日常生活用具貸出事業	2
(6) 福祉安心電話サービス事業	3
(7) 日常生活自立支援事業	3
(8) 成年後見事業	3
(9) 福祉サービス苦情解決第三者委員設置事業	3
(10) フードバンク・サポート事業	3
(11) 意思疎通支援者派遣事業	3
2 地域づくりの推進	4
(1) 一人暮らし高齢者ふれあい事業	4
(2) 夏休み寺子屋事業	4
(3) 高齢者健康体力維持支援事業	4
(4) ふれあい・いきいきサロン事業	4
(5) 十和田市地域福祉ほのぼの交流事業	4
(6) ゆめ色フェスティバル事業	5
(7) 手話を学ぶ機会の提供事業	5
(8) 十和田市社会福祉大会事業	5
(9) あんしんネットワーク構成員の集い事業	5
(10) 十和田市生活支援体制整備事業	5
(11) 発達障害理解の事業	5
3 人づくりの推進	6
(1) 福祉教育推進事業	6
(2) ほんわかハート展事業	6
(3) 中学生ボランティアスクール事業	6
(4) 中高生福祉サミット事業	6

(5) お話しボランティア派遣事業	6
(6) ボランティア・市民活動事業	6
(7) 十和田市介護支援ボランティア事業	7
4 協力・連携・協働の強化	7
(1) 関係行政との連携協働	7
(2) 地域包括支援センターとの連携協働	7
(3) 市民生委員児童委員協議会との連携協働	7
(4) 市町内会連合会との連携協働	7
(5) 市身体障害者福祉会との連携協働	7
(6) 市老人クラブ連合会との連携協働	8
(7) 地区更生保護女性会との連携協働	8
(8) 市連合婦人会との連携協働	8
(9) 市手をつなぐ育成会との連携協働	8
(10) 市内社会福祉法人との連携協働	8
5 福祉サービス利用者等の個人情報の保護	8
6 歳末たすけあい運動	8
7 組織基盤の強化	9
(1) 事務執行における内部けん制体制	9
(2) 多様な参画による会員組織	9
(3) 役員体制の強化	9
(4) 機能的・効果的な事務局組織	9
(5) 安定的・持続的な財源確保	9
(6) 法令遵守の組織運営と財務規律の強化	9
(7) 地域福祉活動計画の進行管理	9
(8) 経費の縮減と事務処理の効率化	9
(9) 事業評価の実施	10

事業計画

〔基本方針〕

人や地域、必要な社会資源との“つながり”は、これまで、支え合い、助け合う相互扶助機能として、生活課題・福祉課題の改善解決の重要な役割を担ってきました。

今日、少子高齢人口減少を背景に、地域・家庭・職場領域において、つながりに対する意識や在り方が変化している状況があります。

目指す地域共生社会の実現は、課題に直面した時に、制度や分野の関係を超えて人と地域、社会資源や公的福祉サービスがつながり合い、改善解決をもって、住民の暮らしと生きがい、地域を共に創る喜びのある社会とするものです。

本年度は、人と地域の“つながり”的強化に向け、「共に支え合う地域づくり」「地域で福祉を支える人づくり」をはじめとする、8つの事業を重点項目とします。

〔重点項目〕

1 誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

- ・「ふれあい相談所事業」の推進

地域住民の相談対応充実のため、住居確保の相談に対し、宅地建物取引業協会との連携を図り、必要な情報の聞き取り及び情報提供の体制を整備します。

- ・「広報・啓発事業」の推進

地域福祉推進への市民理解を深める取組及び組織基盤強化のために、社協だより紙面とホームページ内容の充実を図ります。

- ・「日常生活自立支援事業」及び「成年後見事業」の推進

利用者の増加に対応し、受け入れの拡大を行うとともに、安定的な推進となるよう支援員の増員を図ります。

- ・「意思疎通支援者派遣事業（新規事業）」の推進

聴覚、言語機能及び音声機能等の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある方々に対し、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

2 共に支え合う地域づくり

- ・「ふれあい・いきいきサロン事業」の推進

地域共生の基点である住民同士のつながり（情報・悩み事の共有、助け合い効果）の場として、実施地域を拡張します。

- ・「十和田市生活支援体制整備事業」の推進

地域共生社会実現のため、積極的に住民座談会を開催し、住民同士が人と地域のつながりを大切に、話し考え、支え合い、助け合う活動が展開できるよう支援します。

3 地域で福祉を支える人づくり

- ・「中学生ボランティアスクール事業」の推進

福祉・ボランティアへ興味関心のある生徒同士のつながり、また、地域にある社会資源とのつながりを、多くの生徒が体験できるよう、1日間2期開催で実施します。

- ・「ボランティア・市民活動事業」の推進

高齢者・障がい者の支援ボランティアのみならず、災害救援ボランティア活動参加のため研修会の開催に取り組みます。

事業の概要

1 環境づくりの推進

誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくりを目指します。

総合的な福祉サービスの提供体制を整備し、人にやさしい環境づくりを推進するため次の事業を実施します。

(1) ふれあい相談所事業

地域住民の日常生活上のあらゆる相談（来所・電話・メール）に応じ、助言や適切な解決相談機関へ橋渡し援助を行い、心配ごとの改善・解決により福祉増進を図る「ふれあい相談所」を開設します。また、各種情報の収集、相談員の資質向上のための研修会派遣を行います。

(2) 広報・啓発事業

住民、関係機関、団体・施設等に対し、地域福祉推進の意識を啓発するため、社会福祉に関する情報の提供や本会の事業の紹介・説明を行います。

- ①広報紙「社協だより」の発行（年3回（7月・10月・3月））
- ②ホームページによる情報提供
- ③開催行事等における地域福祉の重要性の積極的PR活動

(3) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者、高齢者及び離職者を対象に資金の貸付と必要な援助指導により、世帯の経済的自立と生活意欲の助長を促し、生活の安定と向上を図ります。民生委員・児童委員及び関係行政機関等の協力を得ながら、次の事業に取り組みます。

- ①貸付調査委員会の開催と制度の適正・公正な運用
- ②償還金口座振替の促進
- ③償還促進運動の展開と長期滞納世帯への対応
- ④民生委員児童委員協議会との協力体制の強化
- ⑤緊急小口資金と長期生活支援資金への対応

(4) たすけあい資金貸付事業

不時の出費等によって、最低生活を脅かされる恐れのある低所得階層に対し応急援護資金の貸付を行い、当面の法外援護を図ります。

- ①事業運営委員会の開催
- ②償還促進運動と長期滞納世帯への対応

(5) 日常生活用具貸出事業

在宅介護支援となる車いす・介護用ベット及び自立生活支援となるシルバーカーを貸し出します。

(6) 福祉安心電話サービス事業

在宅で生活する高齢者世帯等を対象に、電話回線を使用する福祉安心電話機器を設置し、緊急時における安心・安全の確保とふれあいや孤独感の解消を図ります。また、近隣に住む協力員や民生委員等の関係者による支援ネットワークを築きます。

- ①利用者及び協力員等によるネットワーク強化構築の集いの開催
- ②利用者宅の定期訪問の実施
- ③ふれあい電話サービスの実施

(7) 日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障がい等により、判断能力が不十分な方に対する福祉サービスの利用援助と日常的金銭管理・書類等の預かり支援を行います。また、基幹的社協“あっぷるハートとわだ”として、管内社協、民生委員・児童委員、関係機関、団体・施設等との連携強化を図ります。

(8) 成年後見事業

地域住民の能力低下後の生活において、成年後見制度を活用することで本人の利益を保護し、安心した生活が継続できるよう、法人として後見人受任を行います。

- ①後見人受任
- ②後見支援員の養成・活用
- ③成年後見制度についての普及・啓発活動、制度活用のサポート

(9) 福祉サービス苦情解決第三者委員設置事業

本会が提供する各種福祉サービスの利用者からの苦情を適切に受付し改善・解決するため、第三者委員会を設置します。また、その機能を十分発揮できるよう第三者委員の研修及び活動を支援します。更に、住民があらゆる福祉サービス・社会福祉施設等を利用している中で、苦情がある場合は相談窓口として、県の運営適正化委員会へつなげます。

(10) フードバンク・サポート事業

困窮状態にある要援護者を対象に、一時的な救済支援策として最低限の食事を現物で給付し、危機回避を図ります。

(11) 意思疎通支援者派遣事業（新規事業）

聴覚、言語機能及び音声機能等の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある方々に対し、手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

2 地域づくりの推進

共に支え合う地域づくりを目指します。

市民一人ひとりが福祉を理解し、みんなで支え合い、誰もが安全・安心に暮らすことができる地域づくりを推進するため次の事業を実施します。

(1) 一人暮らし高齢者ふれあい事業

地域で生活する70歳以上の人暮らし高齢者を対象に、講話や健康指導、会食、レクリエーション等を通じ、途絶えがちな情報提供や孤独感の解消を図ります。

◇連携 民生委員児童委員協議会

(2) 夏休み寺子屋事業～児童の見守りある居場所づくり～

児童の夏休み期間に地域の集会所等を活用し、ボランティアの見守りによる
"学び・遊び・伝え" を提供し、健全育成と子育て支援を行います。

◇実施 3 小学校区（新規1地区含む）

(3) 高齢者健康体力維持支援事業

高齢者の健康寿命を延ばすよう、心身の健康・体力維持及び増進を図るため、ふ
れあいのあるスポーツ交流会を行います。

◇連携 市老人クラブ連合会

(4) ふれあい・いきいきサロン事業

一人暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがち、話し相手がない、寂しいとい
った不安や悩みのある方々に、地域の集会所等の身近な場所を活用し、仲間づくり、
出会いづくりを行います。

◇実施 28地区（新規2地区含む）

(5) 十和田市地域福祉ほのぼの交流事業

高齢や障がい等を理由に見守りの必要のある方々を対象とし、地域のボランティア
が主体となり、訪問活動等により住民同士で見守り支え合う体制を構築しま
す。

①支援・助言

住民相互の交流促進と住民参加による地域福祉活動推進のため、住民の福祉
活動に対する支援や助言を行います。

②ほのぼの交流協力員事業

誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせる地域福祉社会の基盤形成のた
め、訪問活動のできるボランティア3名程度で1グループを編成し、住民相
互で見守り支え合う体制を構築します。

(6) ゆめ色フェスティバル事業（第3・4回大会）

障がいの有無や年齢・性別を問わず、一堂に集える場づくりを行い、社会参加を促進し、障がい者福祉を増進することを目的に、団体・施設・関係機関等との連携により開催します。

◇開催予定 11月21日（土）

◇開催場所 サン・ロイヤルとわだ

(7) 手話を学ぶ機会の提供事業

手話を学ぶ機会を提供し、障がい者福祉の充実のため市民参加を進め協力体制の充実を図ります。

①手話講習会

◇開催予定 手話講習会（昼間の部）5月以降 計10回程度

②手話奉仕員養成研修会

◇開催予定 手話奉仕員養成研修（夜間の部）6月以降 計20回程度

(8) 十和田市社会福祉大会事業

社会福祉関係者及び一般市民の参加を得て、社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰・感謝する式典を行うとともに、社会福祉の今日的課題等について理解を深めます。

◇開催予定 10月21日（水）

◇開催場所 サン・ロイヤルとわだ

(9) あんしんネットワーク構成員の集い事業

本会で実施する在宅福祉サービス利用者及び協力員・支援員等が一堂に集い、利用上の厳守事項の定期確認や生活・福祉に関する情報を周知し、合わせてボランティアや民生委員、関係機関とふれあい交流により、安心・安全な生活を送れるよう地域のネットワーク強化を図ります。

◇開催予定 3月期

◇開催場所 サン・ロイヤルとわだ

(10) 十和田市生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実を図り、地域における多種多様な生活課題や福祉課題の改善解決を目的とする体制づくりを推進するとともに必要な支援ネットワークを構築します。また、地域生活において住民が支え合う必要性の普及啓発のために研修会等を開催します。

(11) 発達障害理解の事業

発達障害に対する理解を深め、地域により多くの見守りのある体制を整備することを目的に講演会を開催します。

◇開催予定 7月期

◇開催場所 未定

3 人づくりの推進

地域で福祉を支える人づくりを目指します。

地域の福祉活動をより一層推進するため、豊かな知識と経験を持った人材や福祉・ボランティアに関心のある人材を活用し、地域福祉を担う人材の確保に努めるため次の事業を実施します。

(1) 福祉教育推進事業

地域や企業・学校等からの社会福祉やボランティア活動に関する理解を深めた
いという希望に対し、講話や体験学習をとおして啓蒙啓発を図ります。

(2) ほんわかハート展事業

福祉に関する作品コンクール "ほんわかハート展" を小・中・高校生を対象に、
福祉への理解と関心を高めるよう「作文」「絵画」「ポエム」「写真」「書道」の作
品募集を行います。

(3) 中学生ボランティアスクール事業

中学生へボランティア活動や福祉体験学習をとおして、人の役に立つ喜び、支
え合い助け合い、共に生きることの大切さを伝えること、また地域にある社会資
源に目を向けることを目的に開催します。

◇開催予定 7・8月期

(4) 中高生福祉サミット事業

中高生が社会福祉やボランティア活動の大切さについて、意見交換し、思いや
り助け合いの気持ちを育むことを目的に開催します。

◇開催予定 1月期

(5) お話しボランティア派遣事業

在宅高齢者、障がい者等で、話し相手が欲しいという方へ、話し相手となるボ
ランティアを派遣し、孤独感の解消を図ります。

(6) ボランティア・市民活動事業

ボランティア・市民活動団体の支援や福祉教育を推進するとともに、ボランティ
アセンター（災害時ボランティアセンター含む）の運営充実を図るため、次の事
業に取り組みます。

- ①器具・機材の貸出
- ②ボランティア活動保険料の一部助成（一人 150 円）
- ③ボランティア活動に関する登録斡旋と連絡調整
- ④ボランティア活動に関する調査研究
- ⑤収集ボランティアの啓発
- ⑥各種助成事業の情報提供

- ⑦ボランティア団体の育成を図るため活動経費の一部助成（一団体3万円以内）
- ⑧災害ボランティアセンターの運営

- ・災害救援ボランティアネットワークの構築
- ・ボランティアコーディネーターの養成
- ・市及び県総合防災訓練等との協働
- ・災害救援ボランティア活動研修会の開催
 - ◇開催予定 2月期
 - ◇開催場所 未定

- ⑨ボランティア車両の貸出

(7) 十和田市介護支援ボランティア事業

60歳以上の高齢者の介護予防・日常生活支援としてのボランティア活動による社会参加を促進するため、ボランティア活動の入門研修と活動者登録・活動先の紹介・活動後の付与ポイント管理等を行います。

4 協力・連携・協働の強化

(1) 関係行政との連携協働

高齢者や障がい者等の虐待、社会的孤立、ひきこもりやニート、ひとり親、子どもの貧困問題等の福祉課題や生活課題、さらに成年後見制度利用支援等、市の実施する各種事業と協働するよう取り組みます。また、市地域福祉計画及び本会が推進する地域福祉活動計画が円滑かつ効果的に機能するよう協働します。

(2) 地域包括支援センターとの連携協働

高齢者の介護予防やサービス提供、日常生活の安定のための連携を図り、協働による支援により高齢者福祉を増進します。

(3) 市民生委員児童委員協議会との連携協働

地域住民の身近な相談役・支援者である民生委員・児童委員との連携を図り、住民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。※一人暮らし高齢者ふれあいの集い事業・ふれあい相談所事業・各種貸付事業実施

(4) 市町内会連合会との連携協働

住民生活の拠点である地域の町内会との連携を図り、住民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。

(5) 市身体障害者福祉会との連携協働

身体障がい者の日常生活の安定充実のため障害者福祉会との連携を図り、障がいのある方も安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、

相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。※ゆめ色フェスティバル事実施

(6) 市老人クラブ連合会との連携協働

高齢者の日常生活の安定充実のため老人クラブ連合会との連携を図り、高齢者が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。※高齢者健康体力維持支援事業実施

(7) 地区更生保護女性会との連携協働

住み良いまちづくりのため更生保護女性会との連携を図り、誰もが安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。※夏休み寺子屋事業実施

(8) 市連合婦人会との連携協働

住み良いまちづくりのため連合婦人会との連携を図り、住民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。

(9) 市手をつなぐ育成会との連携協働

知的障がい者とその家族の日常生活の安定充実のため手をつなぐ育成会との連携を図り、障がいのある方と家族が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。※ゆめ色フェスティバル事業・発達障害理解の事業実施

(10) 市内社会福祉法人との連携協働

地域福祉の充実安定のため福祉課題の改善となるよう社会福祉法人間の連携を図り、誰もが安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。

5 福祉サービス利用者等の個人情報の保護

本会において把握する福祉サービス利用者等の権利利益を保護するため、個人情報の有用性に配慮し、厳格な管理体制のもと個人情報を保護します。

6 歳末たすけあい運動

赤い羽根共同募金運動の一環として、歳末期に寄せられる募金を活用し、支援を必要とする人たち（高齢者・障がい者・子ども・福祉サービスを必要とする人等）が、地域で孤立することなく安心して暮らせる福祉のまちづくり活動に役立てます。

7 組織基盤の強化

社会福祉法人の責務に則り、社会福祉協議会の果たすべき役割に基づく、機能的・効果的な事務執行体制の整備と業務改善を図ります。また、財務規律の厳格化、自主財源確保を行い組織基盤の強化へ取り組みます。

(1) 事務執行における内部けん制体制

①全職員は、各種事業における現金取扱の内部けん制マニュアルに基づく、厳格な取扱処理を遂行します。また、均一公平なサービス提供となるよう内部のけん制機能を高めます。

②内部監査の実施（年3回（5月・10月・2月））

(2) 多様な参画による会員組織

正会員及び特別会員の拡大を役職員が一丸となって進めます。そのために可能な機会を通じて、地域福祉推進の重要性の周知に努めます。

(3) 役員体制の強化

①理事・監事・評議員へ実施する行事への参加及び研修の機会を提供します。
②理事・監事・評議員に対し社会福祉情報を定期的に提供します。

(4) 機能的・効果的な事務局組織

①組織力の更なる向上を図るため、人材育成基本方針に基づき、職員研修を体系的かつ計画的に実施します。
②職員が業務を重層的に処理できるよう、各種事業のマニュアルに基づく学習の機会を設けます。

(5) 安定的・持続的な財源確保

補助金等、公的財源に頼らない事業を積極的に実施するとともに、チャリティーアイベントの奨励等を実施します。

(6) 法令遵守の組織運営と財務規律の強化

公益性ある社会福祉法人として、法令に合致するよう努めるとともに、適正かつ公正な支出管理及び関係書類の開示を行います。

◇定款、計算書類、現況報告書、役員名簿、事業計画書、事業報告書等のホームページによる公表

(7) 地域福祉活動計画の進行管理

平成29年度以降の5か年を期間とする地域福祉活動計画の必要な見直し、修正を図り、社会福祉情勢、住民ニーズ、市及び関係機関等の期待に合致するよう進行管理に努めます。

(8) 経費の縮減と事務処理の効率化

職員一人ひとりのコスト意識を高め、経費削減と効率・効果の向上に努めます。

(9) 事業評価の実施

各種事業・業務の定期評価により、成果・効果、効率を確認し事業の必要な改善を図ります。